

# 糸島市子育て支援センター 指定管理者募集要項

令和6年5月  
糸島市

## 目 次

1	施設設置の趣旨、目的	1 ページ
2	公募の目的	1 ページ
3	指定期間・選定方法	1 ページ
4	対象となる施設の概要	1 ページ
5	業務の範囲（概要）	2 ページ
6	応募に関する事項	2 ページ
7	提案書の内容	5 ページ
8	糸島市子育て支援センター指定管理者現地説明会	6 ページ
9	選定	7 ページ
10	スケジュール	9 ページ
11	指定管理者を指定した後の手続き	9 ページ
12	その他	10 ページ

## 1 施設設置の趣旨、目的

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項及び糸島市子育て支援センター条例（令和6年糸島市条例第4号）に基づき、地域社会で子育てを支援する基盤を形成し、安心して子育てができる環境を作るため、子育て支援センターを設置しています。

## 2 公募の目的

民間事業者のノウハウを活用し、地域子育て相談機関として、子育て世帯（市民）の交流や相談の機会を拡充し、安心して子育てができる環境を市民に提供するため、地方自治法第244条の2第3項及び糸島市子育て支援センター条例の規定により、指定管理者を募集します。

## 3 指定期間・選定方法

### (1) 指定管理者の指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

### (2) 指定管理者の選定方法

公募型プロポーザル方式によるものとし、選定委員会でヒアリングを行い選定します。

※ 詳細については、7ページ『9選定』をご参考ください。

## 4 対象となる施設の概要

### (1) 名称及び所在地

区分	施設の名称	施設の所在地
本所	糸島市子育て支援センターぼかぼか	糸島市志摩初30番地 (糸島市交流プラザ志摩館内)
分所	糸島市子育て支援センターにこにこ	糸島市二丈深江一丁目1番20号 (糸島市交流プラザ二丈館内)

### (2) 休所日

①日曜日、月曜日

②国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

③12月29日から翌年の1月3日までの日

### (3) 開所時間

午前9時から午後5時

### (4) 位置図

別添のとおり

### (5) 利用実績

別添のとおり

## 5 業務の範囲（概要）

指定管理者が行う業務は次のとおりです。

### （1）子育て支援に関する業務（子育て支援センター事業の実施）

- ①子育て広場の開催 ⇒親子での自由遊びの場、保護者の交流の場
- ②子育て教室等の開催 ⇒年齢別教室や応援講座、セミナー等の開催、保護者間の交流及び自主活動支援
- ③情報提供 ⇒行事等の発信、子育て団体や保育園等の情報提供
- ④相談対応 ⇒保護者の育児不安や悩みへの相談対応
- ⑤子育て支援関係機関等との連携
- ⑥その他子育て支援に関すること

### （2）施設及び設備の維持管理に関する業務

施設・設備の日常的な点検、安全管理、軽微な補修、清掃等、施設・設備そのものの維持管理に必要な業務

### （3）施設の利用に関する業務

子育て支援及び児童健全育成を目的とした活動を行う団体の施設利用に係る利用許可申請の受付、審査、許可に関する業務

### （4）法令等の遵守

指定管理業務を実施するうえで、次に記載する関係法令及び規則等を遵守することとします。

- ①児童福祉法
- ②糸島市子育て支援センター条例及び糸島市子育て支援センター条例施行規則
- ③個人情報保護に関する法律
- ④糸島市個人情報保護法施行条例
- ⑤労働関係法令（労働基準法、労働安全基準法、最低賃金法、雇用保険法等）

## 6 応募に関する事項

### （1）応募資格

施設を設置した趣旨を十分理解し、施設の設置目的に合致した運営を効果的、効率的に行うことができる法人、又は団体（企業、NPOなど）であることとします。

※個人による応募はできません。

### （2）応募者の制限

次のいずれかに該当する場合、応募することができません。

なお、複数の法人などで構成するグループ（以下「共同事業体」）で応募する場合は、

代表団体だけでなく構成団体においても該当する法人などが含まれる場合は応募できません。

また、基本協定締結までの期間に該当することとなった場合は、指定管理者としての資格を喪失するものとします。

- ① 国税又は地方税を団体又は代表者が滞納している場合
- ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、一般競争入札などの参加を制限されている法人など
- ③ 糸島市から指名停止措置を受けているもの
- ④ 会社更生法、民事再生法などにより更正又は再生手続きを開始している法人
- ⑤ 地方自治法第 92 条の 2（議員の兼業禁止）、第 142 条（長の兼業禁止）、第 166 条（副市長の兼業禁止）及び第 180 条の 5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）に該当するもの。ただし、地方自治法施行令第 122 条及び第 133 条に該当する場合を除く。
- ⑥ 指定管理者（共同事業体の場合は構成団体も含む）になろうとする法人又はその役員が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体に該当する場合
- ⑦ 選定委員が経営又は運営に直接関与している場合

### （3）応募書類

応募にあたっては、次の書類を提出してください。

なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- ① 指定管理者指定申請書（条例施行規則第 2 条様式第 1 号）… 1 部
- ② 応募者に関する書類… 6 部（正本 1 部、副本[写し] 5 部）
  - ア 定款、寄附行為、規則その他これらに類する書類（非法人の場合は、当該団体の規約又はこれらに相当する書類）
  - イ 登記事項証明書（非法人の場合は、代表者の身分証明書）
  - ウ 役員名簿及び組織に関して記載した書類、又はこれらに相当する書類
  - エ 令和 6 年度の事業計画書及び収支予算書、又はこれらに相当する書類
  - オ 令和 5 年度の事業報告書及び収支決算書、又はこれらに相当する書類（令和 6 年度に設立した団体を除く。）
  - カ 令和 5 年度の貸借対照表及び財産目録、又はこれらに相当する書類（令和 6 年度に設立した団体の場合は、設立時の財産目録）
  - キ 現在行っている業務の概要を記載した書類
  - ク 令和 5 年度の国税及び地方税の納税証明書（非法人の場合は、代表者の納税証明書）
- ③ 施設の管理・運営に関する事業計画書（以下「提案書」）及び収支予算書… 6 部

- ④ 応募資格に係る誓約書（募集要項別添 1）… 1 部
  - ⑤ 連絡先届出書（募集要項別添 2）… 1 部
- ※共同事業体で申請する場合は、グループの名称及び代表者を定めたいえ、それぞれの構成団体も「②応募者に関する書類」を提出してください。

#### （4）書類の作成要領

応募書類は、次のとおり分冊して綴じてください。

- ①指定管理者指定申請書… 1 部
- ②応募者に関する書類 … 6 部（正本 1 部、副本[写し] 5 部）
- ③提案書及び収支予算書… 6 部
- ④応募資格に係る誓約書… 1 部
- ⑤連絡先届出書 … 1 部

#### （5）応募資料の交付

- ①交付期間：令和 6 年 5 月 1 日（水）から 6 月 28 日（金）まで  
（土曜日・日曜日・祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）
  - ②交付場所：糸島市子育て支援センターすくすく（糸島市前原東二丁目 1 番 25 号）
- ※糸島市公式ホームページから入手することもできます。  
糸島市公式ホームページアドレス <http://www.city.itoshima.lg.jp/>

#### （6）提出方法

応募書類は、下記の提出先に直接お持ち込みいただくか郵送してください。

提出先：糸島市子育て支援センター（糸島市前原東二丁目 1 番 25 号）

※郵送の場合は、期限必着の応募書類のみ有効とします。

※必要な書類が不足している場合は、受付できません。

#### （7）提出期間

令和 6 年 6 月 3 日（月）から 6 月 28 日（金）午後 5 時 15 分まで  
（土曜日・日曜日・祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

#### （8）留意事項

- ①複数提案の禁止
  - ・提案書は、1 団体につき 1 つ限りです。複数提案することはできません。
- ②複数応募の禁止
  - ・単独で応募した団体は、共同事業体の代表団体及び構成団体になることはできません。また、共同事業体の代表団体及び構成団体は、他の共同事業体の代表団体及び構成団体になることはできません。
- ③応募書類の記載内容変更の禁止

- ・提出された書類の内容変更又は書類の追加はできません。ただし、市からの要請があった場合を除きます。

#### ④接触の禁止

- ・選考委員又は本件業務に従事する市職員に対し、応募に関する不正な接触の事実が認められた場合は失格とします。

#### ⑤応募の失格及び無効

- ・応募書類の内容に虚偽の記載があった場合は、失格とします。また、応募書類の提出方法、提出先、提出期限が守られなかった場合は、応募は無効となります。

#### ⑥応募書類の返却

- ・応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ・応募書類の著作権は、それぞれ作成した団体に帰属します。

#### ⑦応募の辞退

- ・応募書類を提出した後に辞退をする場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

#### ⑧糸島市情報公開条例に基づく応募書類の公開

- ・個人に関する情報や法人などの正当な利益を害するおそれのある情報などを除き、提出された応募書類は、糸島市情報公開条例に基づく開示請求の対象となる場合があります。

#### ⑨費用負担

- ・応募にかかる費用は、応募者の負担とします。

## 7 提案書の内容

提案書は、糸島市子育て支援センター条例及び1ページ『5業務の範囲』を参考に、以下の要領及び順番で記載してください。

### (1) 基本方針について

糸島市子育て支援センターの管理・運営を行うにあたっての基本方針を述べてください。

### (2) 子育て支援センターの運営について

子育て支援センターは、地域子育て支援拠点事業を展開しています。安心して子育てできる環境の提供を行う子育て支援センターの運営について述べてください。

#### ◆6つの基本事業の実施

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| ①子育て広場の開催       | ②子育て教室等の開催      |
| ③子育て情報の発信、提供    | ④子育て相談の対応       |
| ⑤子育て支援関係機関等との連携 | ⑥その他子育て支援に関すること |

#### ◆運営体制

人員配置・勤務体制・職員研修などの組織の体制や団体の財政基盤、事業実績や関

係団体とのネットワークについて述べてください。

◆施設利用の公平性

利用者が、公平に施設を利用できるようにするための考え方や取り組みについて述べてください

(3) 施設管理

子育て支援センターは、多くの子育て世帯の利用があります。安全管理に関する考え方や取組、緊急時の対応について述べてください。

(4) その他

◆指定管理料

施設を管理・運営するための指定管理料について提案してください。

◆個人情報の保護と情報公開

個人情報の保護や運営情報の公開についての考え方と方策を述べてください。

◆苦情対策及び緊急時等の対応

利用者などからの苦情に対する対応策や、大雨・台風等の緊急対応や感染症対策について述べてください。

(5) 自由提案

その他、提案があれば自由に述べてください。

※この公募において提案された内容の実施の可否については、選定後、市と基本協定などを締結する際にあらためて協議を行うものとします。

## 8 糸島市子育て支援センター現地説明会

募集要項に関する説明会を次のとおり開催します。

参加を希望される場合は、募集要項別添3「糸島市子育て支援センター現地説明会参加申込書」に必要事項を記入のうえ、電子メール（[kosodate@city.itoshima.lg.jp](mailto:kosodate@city.itoshima.lg.jp)）でお申し込みください。

なお、この説明会を除き、施設の内覧依頼には応じられません。

◆開催日時：令和6年5月31日（金）①午前10時00分～ ②午後1時00分～

◆場 所：①糸島市子育て支援センターぼかぼか（志摩初30番地）

②糸島市子育て支援センターにここ（二丈深江一丁目1番20号）

◆参加人数：各団体2名以内とします。ただし、共同事業体の場合には、各構成員代表1名までは可とします。

◆申込締切：令和6年5月29日（水）午後5時



## 9 選定

### (1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、次のとおり糸島市子育て支援センター指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」）を開催します。選定委員会では、選定委員が（4）に定める選定基準に基づいて指定管理者候補者を選定します。

なお、選定委員会はすべて非公開により行います。

#### 【糸島市子育て支援センター指定管理者選定委員会】

◆日時：令和6年7月中下旬

※応募件数により日時及び会場を調整し、応募者に通知します。

### (2) 選定委員

選定委員は、市職員及び外部選定委員の5人を予定しています。

### (3) 提案書のヒアリング

応募書類をもとに選定委員によるヒアリングを行いますので、1応募者につき3人以内の説明者等の出席をお願いします。提案書の説明及び質疑の対応は、団体代表者又は責任者のうち1人のみが行うこととします。

1応募者あたりのヒアリング時間は、応募者による提案書の内容説明が20分以内、質疑応答10分以内の合計30分を予定しており、説明については、プレゼンテーションソフト等を用いたスライドや動画によることも可能です。

ただし、提出した書類に記載している内容以外の事項を追加することや、資料の提出はできませんのでご注意ください。

なお、プレゼンテーションソフト等を使用する場合は、スクリーン、プロジェクターなど必要品の協議を行いますので、事前にご連絡ください。

### (4) 選定基準など

全応募者のヒアリング終了後、提案書の内容を次に掲げる基準に照らして選定委員が指定管理者候補者を選定します。

なお、審査にあたっては、選定基準に基づく評価項目と配点に基づいて各委員が採点した結果をもって行います。

#### 【選定基準】

- ①子育て支援センターの設置目的を達成するために高い意欲を持っていること。
- ②子育て支援センターの設置目的を達成するための効果的な事業運営・展開が図られるものであること。
- ③子育て支援センターの維持管理・運営を安定して行う物的能力及び人的能力を有し

ていること。

- ④子育て支援センターの維持管理・運営を効果的に行うことができ、その管理・運営に係る経費の縮減が図られるものであること。

**【評価項目及び配点】**

提案項目	配点	選定のポイント
基本方針	55	施設の設置目的・関係法令を理解した上で施設の運営方針や団体としての理念を持っているか。
		応募動機は、公的施設の管理者として適切か。
		利用者へのサービス向上に繋がる具体的計画や施設利用促進を図るための具体的かつ効果的な提案があるか。
		平等な利用を図るための方策はあるか。
事業計画	100	施設の運営・管理に有効な提案がなされているか。
		事業展開について魅力ある具体的な提案がなされているか。
		地域の実情を加味した、地域と連携した子育て支援の取組等は考えられているか。
運営体制	70	業務を安定して行うために必要な人員が確保されているか。
		業務分担や職員研修等の人事管理が適切に行われているか。
		職員の労働条件（勤務時間・勤務体制）は適切か。
		事業実施を円滑に行うためのネットワークを持っているか。
		安定的な運営が可能となる財政基盤があるか。
		効率的な管理運営のための経費削減の方策はあるか。
		施設の管理運営に関する実績、ノウハウの蓄積はあるか。
収支計画	30	実現可能な収支となっているか。
		事業内容に見合った収支計画となっているか。
		指定管理料の提案額は妥当か。
社会貢献	10	地域住民の福祉、雇用創出などに繋がるものか。
リスク管理	35	事故やケガなど緊急時の対応・対策はあるか。
		防災、防犯の対応と対策は適切か。
		セキュリティ及び個人情報保護対策が充実しているか。
		苦情処理体制が充実しているか。

## (5) 選定結果などの通知及び公表

選定結果は、選考委員会の翌日以降に、各応募団体への郵送により通知します。

また、公表は糸島市ホームページで行います。

## 10 スケジュール

応募資料配布開始	5月1日(水)
質問受付	5月1日(水)～6月7日(金)
説明会申込締切	5月29日(水)
現地説明会	5月31日(金)
応募受付開始	6月3日(月)
応募受付終了	6月28日(金)
指定管理者選定委員会	7月中下旬
選定結果の通知	8月上旬
指定管理者の指定	12月下旬

## 11 指定管理者を指定した後の手続き

糸島市子育て支援センター指定管理者選定委員会で指定管理者候補者を選定後、市議会の議決を受け、指定管理者の指定が決定します。

その後、市と指定管理者にて指定管理業務にかかる基本協定を締結します。また、指定管理料に関する事項については年度協定書を締結します。主な内容は、次のとおりです。

なお、協定書の解釈に疑義が生じた場合、又は協定書に定めのない事項が生じた場合、市と指定管理者は誠意を持って協議することとします。

### (1) 協定書について

#### ①基本協定書

- ・指定の期間に関する事項
- ・指定管理者が行う業務に関する事項
- ・利用料金に関する事項
- ・管理に係る経費に関する事項
- ・事業報告書及び業務報告に関する事項
- ・指定の取消し及び業務の停止に関する事項
- ・個人情報の保護に関する事項
- ・その他必要な事項

#### ②年度協定書

- ・指定管理者が行う業務に関する事項
- ・委託料の額及びその支払いに関する事項
- ・その他必要な事項

(2) 業務の準備及び引継ぎについて

指定管理者は、円滑に施設の管理運営業務を遂行できるよう、市議会の議決後、管理を開始するまでの間に、市や関係機関との打ち合わせや準備のための業務を行っていただきます。詳細については、別途協議します。

## 12 その他

その他、募集要項に関してご不明な点がある場合は、「糸島市子育て支援センター指定管理者公募に関する質問書（募集要項別添4）」に質問内容をご記入のうえ、電子メールで下記にお送りください。

◆質問受付期間：令和6年5月1日（水）～令和6年6月7日（金）

※質問への回答は、現地説明会（5月31日）以降、応募予定団体全てに対して行います。

**【送信先】**

糸島市子育て支援センター（担当：春日）

電子メール；kosodate@city.itoshima.lg.jp

別添1

令和 年 月 日

糸島市長 様

所在地

団体名

代表者氏名

⑨

### 応募資格に係る誓約書

募集要項に定められた応募資格を満たし、応募者の制限のすべての項目に該当しないこと及び応募書類（添付書類を含む）のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

また、誓約内容を確認するために、糸島市が関係機関に照会することに同意します。当該誓約に違反があった場合には、公募手続きから除外されても異議ありません。

連絡先届出書

糸島市子育て支援センター指定管理者公募に関する連絡先は、下記のとおりです。

【連絡先】

法人・団体名 (代表)			
住 所			
担当者氏名			
所 属		役 職	
T E L		F A X	
E-mail			

別添3

令和 年 月 日

糸島市子育て支援センター 行

Eメール ; kosodate@city.itoshima.lg.jp

糸島市子育て支援センター現地説明会参加申込書

糸島市子育て支援センター現地説明会に参加します。

法人・団体名	
参加者名	
連絡先 TEL	
連絡先 E-mail	

別添 4

令和 年 月 日

糸島市子育て支援センター 行  
Eメール ; kosodate@city.itoshima.lg.jp

糸島市子育て支援センター指定管理者公募に関する質問書

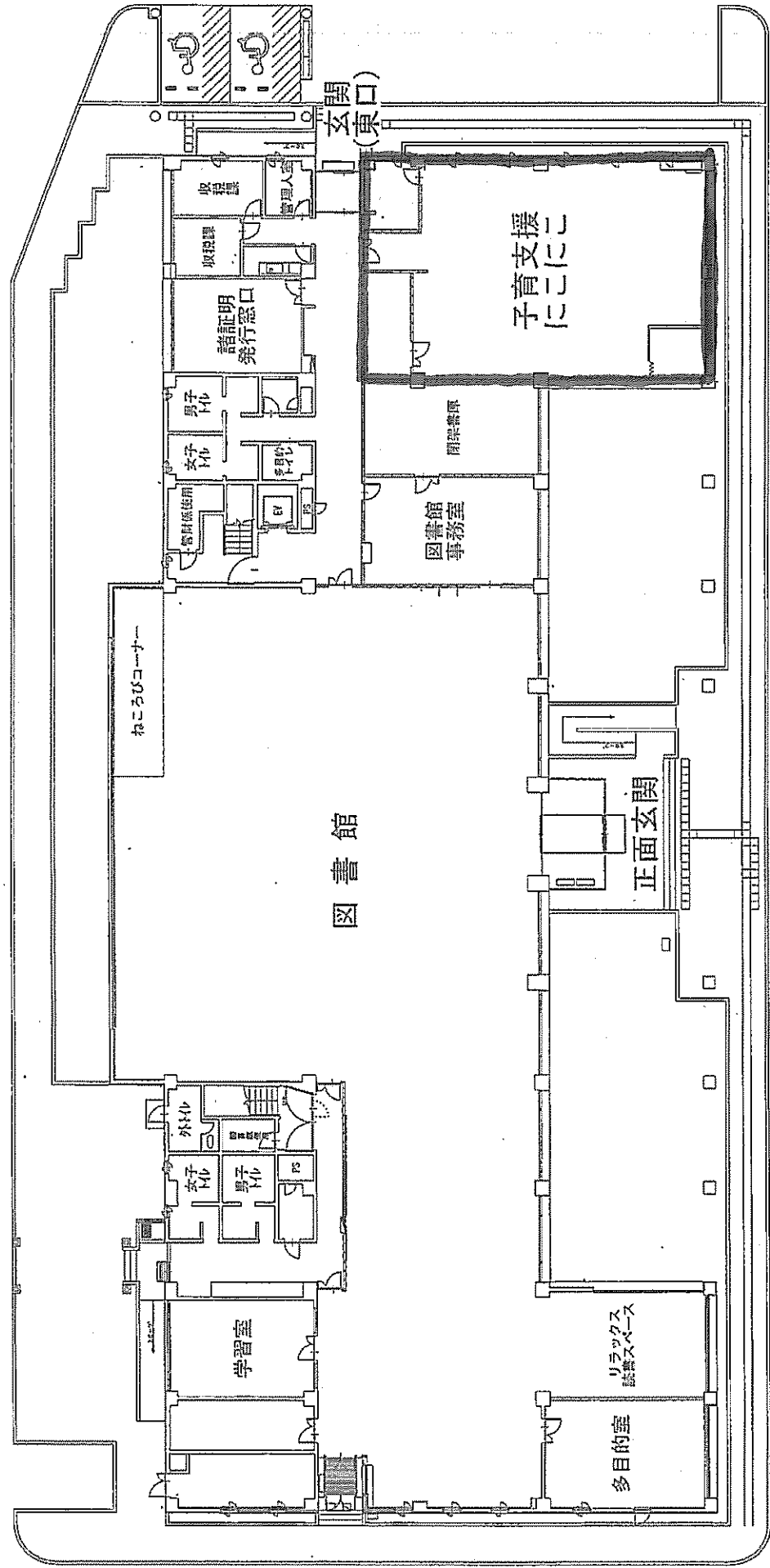
糸島市子育て支援センター指定管理者募集要項について、下記のとおり質問事項を提出します。

法人 団体名			
住 所			
T E L		F A X	
担当者 氏名		E-mail	
項目	※該当する番号を○で囲み、概要をご記入ください。 1 募集要項について 2 その他 ( )		
質問内容	※質問内容について、簡潔にご記入ください。		

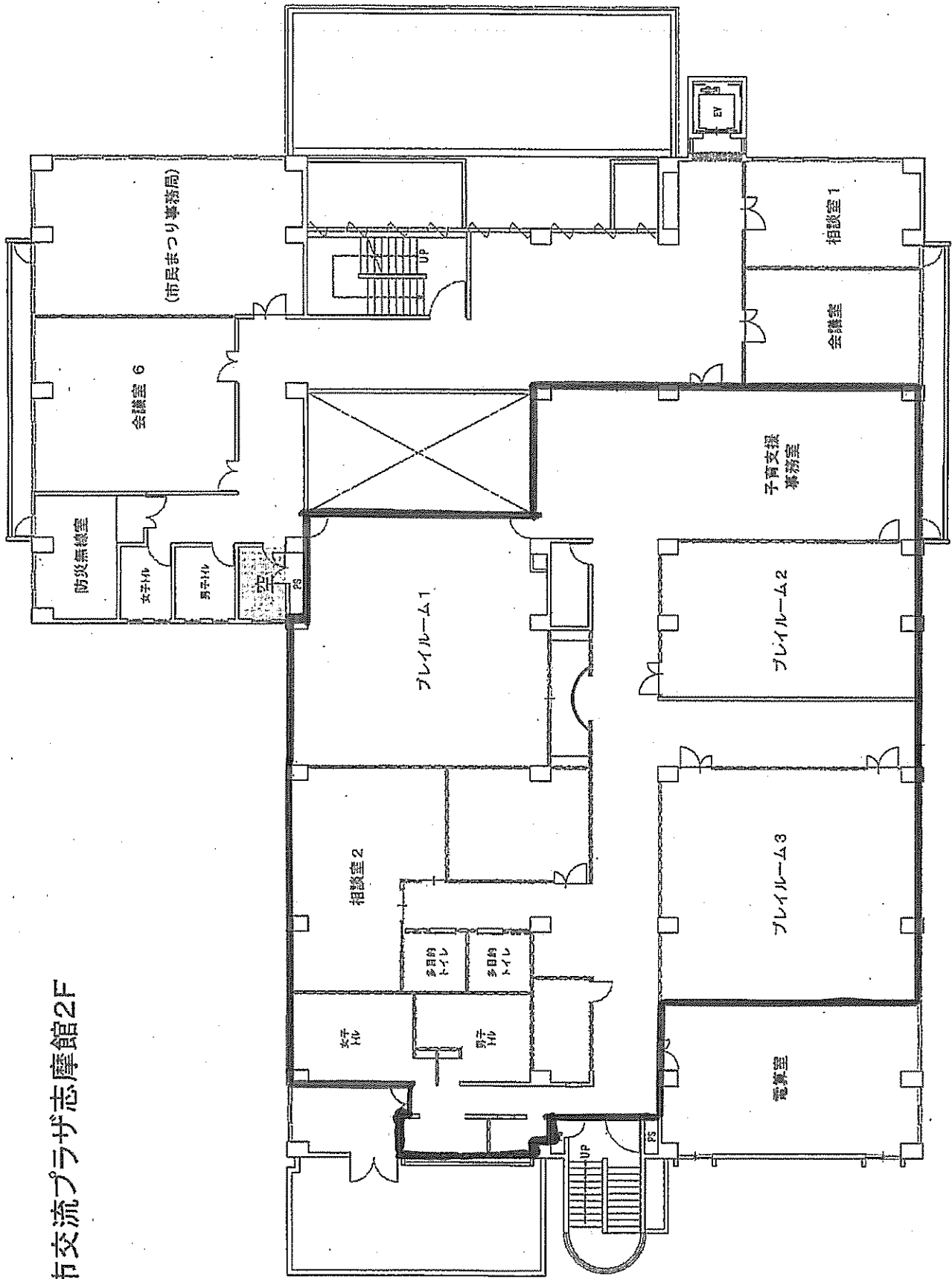
※ 質問事項は、本状1枚につき1項目とします。



糸島市交流プラザニ文館1F



糸島市交流プラザ志摩館2F



糸島市子育て支援センター（地域子育て支援拠点）利用実績

年度		R3年度			R4年度			R5年度		
事業内容		実施回数 (回)	参加組数 (実)	参加者数 (延)	実施回数 (回)	参加組数 (実)	参加者数 (延)	実施回数 (回)	参加組数 (実)	参加者数 (延)
年間利用者数	すくすく（延人数）	9,071			12,124			13,162		
	ぽかぽか（延人数）	2,994			3,989			3,405		
	にこにこ（延人数）	685			1,231			1,202		
①子育て広場	すくすく（月～土曜）	217	4,021	8,231	292	5,517	10,876	292	5,948	11,813
	ぽかぽか（火～土曜）	180	1,261	2,994	247	1,768	3,989	248	1,488	3,405
	にこにこ（火・水・木）	106	307	685	146	481	1,231	150	548	1,202
②子育て教室等	ほほえみ教室（生後2～3か月）	9	86	189	12	117	270	12	108	245
	年齢別教室（0歳児）	6	77	162	12	143	296	12	135	288
	年齢別教室（1歳児）	6	66	134	12	133	270	12	131	275
	年齢別教室（2歳児以上）	6	58	143	11	78	182	12	96	228
	子育て応援講座（生後6か月児）	9	92	192	12	99	209	12	93	213
	すくすく子育てセミナー（1歳未満）	2	88	190	3	131	264	3	122	253
	ほのぼの会（双子三つ子の会）	1	6	20	2	7	21	4	27	100
③情報提供	子育て情報紙の発行	12			12			12		
	市広報誌掲載	12			12			12		
	ホームページ更新	12			12			12		
④相談対応				505			545			538